

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分			
		前 年 か 繰 越 未 決	本 年 の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額							懲 役 刑 を 科 も の 人 員		罰 金		
					有 罪	無 罪	公 訴	権 減	未 決	罰 金	人 員			金 額		
															人	人 (社)
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申告所得税
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人税
	内	2	3	5	4	-	-	1	3	5	66,800	1	5	66,800		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他
	内	3	4	7	6	-	-	1	3	4	53,000	-	4	53,000		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合 計
	内	5	7	12	10	-	-	2	6	9	119,800	1	9	119,800		

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における事績を示した。

- (注)
- 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 - 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	-	第 159 条	外	-	脱税犯規定	外	-
		-			4			6
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	4	両罰規定	外	6
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	4	合 計	外	6
		-			4			6

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分		酒税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分			
		免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
		酒類製造者	酒類販売業者																
要件処理数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	-	3	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙	
処理済件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処理済件数
	告発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分権消滅前公訴	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅前公訴	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
犯則に係る額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則に係る額	
通告処分相当罰金	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分相当罰金	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				-	-	70	70	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査対象等： 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注)

- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油 石炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処理数	前年度からの 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理数	
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3			検挙
処理 済 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	通告処分	処理 済 件 数	
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏		告 発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額			
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	通 告 処 分 額			

調査対象等： 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
	免 許 者 酒類等 製造者	免 許 者 酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済
	通告処分	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分
	計	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履 行 等 件 数	通告不 履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不 履行発
	通告後 訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴権消滅
	通告履 行	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履 行
	計	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数
通 告 履 行 罰 科 金 額 相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
 2 「揮発油税」には地方揮発油税を含む。
 3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの									
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額				
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	74	-	-	3	74	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)1	-	-	(外)1	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	824	-	-	-	824	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)1	-	-	(外)1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	898	-	-	3	898	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-	第23条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第21条第1項第1号	-	第19条第1項第1号	-	第12条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-		
		第23条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
		第24条	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。